

<申告に必要なもの（主なもの）>

マイナンバーカード 申告者本人と扶養親族のもの または、通知カード+運転免許証・健康保険証など。

<代理人の場合>

申告者のマイナンバーカード（または通知カード）+代理人の運転免許証・保険証など+委任状・申告者の運転免許証・健康保険証など

(以下 あてはまる人のみ)

申告書

広川町役場税務会計課から申告書が送られてくる人は、その通知。

国税電子申告・納税システムの利用者識別番号等がわかる書類

税務署から確定申告お知らせのはがきが送られてきた人は、そのはがき。

源泉徴収票（原本）

給与所得者や年金受給者。特に年金の源泉徴収票

（確定申告への添付は必要ありませんが、確認のためにご持参ください。また、町県民税申告への添付は必要です。）

保険会社の支払調書

個人年金などがある場合

支払機関から発行された支払証明書

生命保険などの満期返戻金を受けた場合

控除証明書

生命保険や地震保険などの保険料を支払っていた場合、寄附金控除を受ける場合

社会保険料の支払証明書（または領収書）

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料などを支払っていた場合

障害者手帳・療育手帳

障害者控除を受ける人（申告者本人に障害がある場合や申告者の被扶養者に障害がある場合）

医療費に関する書類（明細書、領収書、医療費のお知らせ通知など）

医療費控除を受ける人は、事前に人別、病院別に合計額を計算し、「医療費控除の明細書」を作成してください。

高額療養費や医療保険で補てんがある場合は、その補てん金額を記録しておいてください。

※特例を受ける場合は、一定の取組を行ったことがわかる書類（領収書や結果通知表など）が必要です。

※医師による診療や治療のために直接必要な補聴器の購入のための費用で、一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額は医療費控除の対象となります。控除を受けるためには「補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）」の写しなど補聴器が診療等のために直接必要である旨を証明する書類が必要です。

収支内訳書（収入や経費を記入したもの）、必要経費の領収書など

農業所得や営業所得、不動産所得のある場合

※事前に収入・経費の科目ごとに領収書を分類し、集計し「収支内訳書」を作成してください。

申告する本人名義の口座の金融機関や支店名、口座番号がわかるもの

所得税の還付申告（または振替納税）をする場合

※そのほか書類などが必要になる場合があります。